



7/1 みんなで支える明るい地域作り



阿蘇地区保護司南部分会・村更生保護女性会の皆さん

7月の「社会を明るくする運動強調月間」に伴い、社会を明るくする運動の啓発を目的として、役場大会議室で内閣総理大臣と県知事のメッセージの伝達式が行われました。

この運動は、すべての国民がそれぞれの立場において力を合わせて犯罪や非行のない安全で明るい社会を築こうとする全国的な取り組みです。

今後も非行防止や薬物の危険性を訴える活動や犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する活動が行われます。

8/10 暮らしの備えに向けた学生村からのメッセージ



8月2日から8月17日にかけて、無印良品COCOSA熊本下通店内にて株式会社良品計画による「南阿蘇村から学びいつものもしも展～熊本地震から学ぶ暮らしの備えと共助のかたち」が開催され、旧震災伝承館鞆の展示が行われました。また、10日のトークイベントでは、元集落支援員の北里かおりさん（第4駐在）と東海大学OBである橋村さくらさんが登壇し、地域と学生が織りなした共助コミュニティについてお話をされました。イベントには多くの人たちが足を運び、普段から備えることや人と繋がることの大切さを伝えられました。

8/26 国土交通省より表彰を受賞されました



国土交通行政の円滑な推進などに功績のあった国土交通行政功労者および団体として表彰された株式会社藤本建設工業の藤本憲成社長、株式会社南陽建設の古沢隆社長、阿蘇立野ダムかわまちづくり検討部会の村上進会長が太田村長を訪問し、表彰の報告を行いました。

株式会社藤本建設工業は、国土交通省が発注した工事を2年間に8件完了させたことから、過去2年間に3件以上工事を完了し、評価が平均80点以上であった業者に表彰される令和7年度工事成績優秀企業認定として受賞され、9年連続となります。表彰を受けた藤本社長からは、「今回の受賞にあたり、まずは「社会インフラ整備を通じて地域の貢献を！」を目標に掲げ一丸となって取り組んでいる

社員、また工事に携わる関係各社に敬意と感謝を表したい。これからも地域に役立つものづくりに努めていきたい」と感想を述べられました。

株式会社南陽建設は、熊本河川国道事務所が発注した「令和5年度立野ダム管理施設整備その他工事」において、優秀な成績を挙げられたことから、九州地方整備局長より表彰をされています。表彰を受けた古沢社長からは、「なかなか受賞することができない賞なので嬉しい。今後も継続して受賞できるように会社としてもレベルアップしていきたい」と感想を述べられました。

阿蘇立野ダム周辺かわまちづくり検討部会は、阿蘇立野ダム周辺のかわまちづくりに向けた実践組織として、利活用・維持管理の具体的な企画・検討・試行（社会実験）などの取り組みを進めており、地域共同の河川管理の推進に多大な貢献をされたことから、熊本河川国道事務所長より表彰されています。表彰を受けた村上部長からは、「かわまちづくり検討部会の活動が表彰されて大変名誉なことと感じています。今後も阿蘇立野ダム周辺を中心に、地域が活性化するような検討部会で取り組んでいきたい」と感想を述べられました。

8/25 B&G水辺の安全教室 ～プールdeカヌー体験～



B&G海洋センタープールにおいて水辺の安全教室が開催されました。この教室は海や川などでの楽しい遊びが悲しい事故につながらないように、ライフジャケットの重要性や、自分の命は自分で守る「セルフレスキュー」について学ぶために実施されています。その後、カヌーやSUP（スタンドアップパドルボード）などを浮かべて体験を行い、夏休みの素敵な思い出を作っていました。来年も開催予定ですので、たくさんの参加者をお待ちしております。

9/9 南阿蘇中学校「起業体験」



南阿蘇中学校で起業体験プログラムの成果発表が行われました。これは今年度4月から始まったプログラムで、地域の未来を担う子どもたちに、早期から地域経済や企業への関心を育てることを目的とした教育活動です。

現在中学1年生の生徒たちが10チームに分かれてそれぞれ株式会社を起業中。この日は地域の事業者さんを投資家役として招いて説明会を開き、会社で製作したパンを紹介しフィードバックを受けました。

完成したパンは10月25日（土）に南阿蘇中学校体育館などで開催される「あつまり～ん祭」で実践販売されます。

戸籍に振り仮名が記載されます

戸籍法の改正により、令和7年5月26日以降、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになりました。本籍地の市区町村から、「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が届きます。※村からの通知書は9月中旬に発送しています。

通知書に記載された氏や名の振り仮名を確認し、通知された振り仮名が誤っている場合は、令和8年5月25日までに届出を行ってください。正しい場合は届出不要です。通知書に記載された氏や名の振り仮名を本籍地の市区町村長が管轄法務局長などの許可を得て、戸籍に順次記載します。

■届け出のできる人

氏の振り仮名…原則として戸籍の筆頭者（筆頭者が除籍されている場合にはその配偶者、その配偶者が除籍されている場合には、その子）

名の振り仮名…戸籍に記載されている個人
※15歳未満の方の届け出は、親権者などの法定代理人。

■届け出方法

3通りの届け出の方法を用意していますが、円滑な事務処理のためマイナポータルからの届け出にご協力ください。

(1) 住民福祉課窓口に届け出をいただく方法

(2) 本籍地に郵送で届け出をいただく方法

※郵送先については、通知書でご確認ください。また、届け出の様式は村のHPからダウンロードしてください。

(3) マイナポータルから届け出をいただく方法

※マイナポータルから届出をされる際は、マイナンバーカードの暗証番号が必要です。「利用者証明用電子証明書用」の暗証番号（数字4桁）、「券面事項入力補助用」の暗証番号（数字4桁）、「署名用電子証明書用」の暗証番号（半角英数字6桁以上16桁以下）